

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) 計画策定の背景と目的

平成17年6月、国は、「近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊急の課題である」とし、「食育に関する基本理念等を定め、食育に関する施策を総合的計画的に推進する」ことを目的に食育基本法が制定されています。平成18年3月にはその食育基本法に基づき、「食育基本計画」が策定され、食育の推進に関する施策についての基本的な方針等が定められています。沖縄県においても、こうした流れを踏まえ、平成18年度～24年度を計画期間とする「沖縄県食育推進計画 ～食育おきなわ うまんちゅプラン～」が策定され、国の計画に基づき7つの基本となる事項を定め、食育の推進に取り組んでいるところです。

当初の基本計画等の策定から一定の期間を経て、国においては、この間の成果と課題を「計画に基づき、食育は着実に進展しているものの、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食等（省略）、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増しています。今後の食育の推進に当たっては、生涯にわたって中断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築を目指す必要がある。」（「第2次食育推進基本計画」より）と総括しています。それを踏まえ、平成23年度からの第2次基本計画では、「周知」から「実践」へのコンセプトのもと、①生涯に渡る中断ない食育の推進、②生活習慣病の予防・改善につながる食育の推進、③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進の3点を重点課題とし、多様な視点から食育に取り組むとしています。沖縄県においても、全国計画に基づき、平成24年度に「第2次沖縄県食育推進計画」を策定し、①生活習慣病の予防・改善につながる食育の推進、②学校、保育所での食育の推進、③地産地消による食育の推進を重点課題に、県民運動としての食育を推進するとしています。

宜野湾市においては、健康ぎのわん21や次世代育成支援行動計画、教育行政の基本方針等の中に食育を位置づけ、各種の取り組み（保健相談センターや地域での各種栄養講座、学校での食育授業、地域資源を活用しての農業体験等）を行っていますが、市民においては肥満者がなかなか減らず、生活習慣病が増加するなど、食生活との関わりの面での課題もみられます。食育基本法で示されている総合的計画的な施策の推進にむけ、取り組みの強化が求められています。

本計画では、宜野湾市の食育を取り巻く現状、市の食育施策の動向、市民の食育に関する実態と意識等を把握し、食育推進の課題を踏まえ、市民の望ましい食育のあり方等を示した「宜野湾市食育推進計画」を策定するものです。

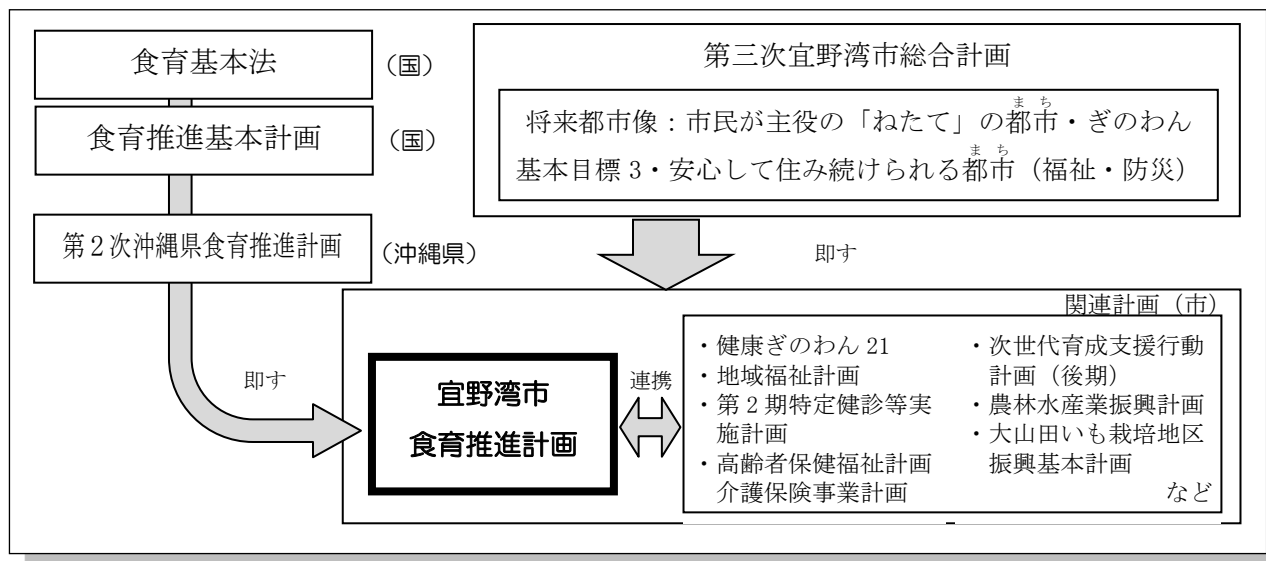
#### 参考：「食育」とは

食育基本法の前文では、「食育は生きる上での基本であって、食育を知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」としています。

また、食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われること等が求められています。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法（平成 17 年 7 月施行）及び食育推進基本計画（平成 18 年 3 月策定）に基づく市町村の食育推進計画として、「第 2 次沖縄県食育推進計画」（平成 25 年 3 月策定）や市の上位計画である「第三次宜野湾市総合計画」の趣旨に沿うとともに、本市の食育に関する基本的な事項について定めるものです。また、本市の「健康ぎのわん 21」に基づく食育についての「行動計画」を担うとともに、各分野別計画と整合性を図りながら総合的に推進するものです。



## (3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度（2014 年 4 月）から平成 35 年度（2024 年 3 月）までの 10 年間とします。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

平成26年 (2014年4月)	27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	平成30年 (2018)	31年 (2019)	32年 (2020)	33年 (2021)	34年 (2022)	平成 35 年 (2024年3月)
				中間評価					最終評価

## 2 食育に関する国・県の基本的事項

### (1) 国の方針等

#### ①食育基本法（平成17年7月施行）

食育基本法では、食育に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的（第1条）としています。

#### 「食育基本法」の概要

##### 1. 目的（第1条）

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

##### 2. 基本理念（第2条～第8条）

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

##### 3. 関係者の責務（第9条～第13条）

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

##### 4. 食育推進基本計画の作成（第16条～第18条）

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
  - ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
  - ② 食育の推進の目標に関する事項
  - ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項 等
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

##### 5. 基本的施策（第19条～第25条）

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食生活の改善のための取組の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

##### 6. 食育推進会議等（第26条～第33条）

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県食育推進会議及び市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

## ②第2次食育推進基本計画（平成23年3月策定）

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針や目標について定めたものです。平成18年3月に決定された最初の計画の期間が平成22年度末に終了し、新たに平成23年度から平成27年度（5年間）を期間とする第2次食育推進基本計画が策定されました。第2次基本計画では、『「周知」から「実践」へ』をコンセプトに、3つの重点課題、食育を推進する基本的な取組方針、11つの目標の他、促進に関する事項として取り組むべき施策等（下線部分は新規部分）を示しています。

### 「第2次食育推進基本計画」の概要

#### 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

##### 1. 重点課題

- (1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- (3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

##### 2. 基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

#### 第2 食育の推進の目標に関する事項（目標値：平成27年度までの達成を目指すもの）

- (1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加 《現状値》71.7%⇒《目標値》90%以上
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加  
《現状値》朝食＋夕食＝週平均9.2回（平成22年度）⇒《目標値》10.2回以上
- (3) 朝食を欠食する国民の割合の減少  
《現状値》子ども1.6%（平成19年度）、20歳代～30歳代男性28.7%（平成20年度）  
⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下
- (4) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加 《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上
- (5) 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加  
《現状値》50.2%⇒《目標値》60%以上
- (6) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加  
《現状値》41.5%（平成22年度）⇒《目標値》50%以上
- (7) よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加  
《現状値》67.1%（参考値）⇒《目標値》80%以上
- (8) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加 《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上
- (9) 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加  
《現状値》27%（平成22年度）⇒《目標値》30%以上

(10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

《現状値》 55.6%⇒《目標値》 90%以上

(11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加

《現状値》 39.5%（平成22年度）⇒《目標値》 100%

### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進（「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加）
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加）
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（「世代区分等に応じた国民の取組の提示（「食育ガイド」（仮称）の作成・公表）」の記述を追加）

### 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進  
（「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加）
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

## (2) 県の方針等

### ①第2次沖縄県食育推進計画（平成25年3月策定）

平成19年2月に策定された「沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅプラン～」(平成18～24年度(7年間))は、県の基本的な考え方や方向性、具体的な施策の展開を体系化し、関係部局が連携して食育を推進するための基本として一定の成果をあげているものの、食生活の乱れによる生活習慣病の増加や、食の安全・安心への不安などの問題がみられることから、引き続き地域の特性に応じた食育の取組みを推進するために、平成25年3月に「第2次沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅプラン～」(平成25～29年度(5年間))を策定し、前計画と同様、県の基本的な考え方や方向性、具体的な施策(6つの基本施策、21の施策)の展開を体系化し、関係部局が連携して食育を推進するための基本として位置付けられています。

### 第2次沖縄県食育推進計画の概要

#### 第1章 計画の基本的事項

- (1) 県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指す
- (2) 様々な体験活動等を通じて、食に関する感謝の念や理解を深める
- (3) 地域の特性に配慮し、県民運動としての食育を推進する
- (4) 子どもが楽しく食について学ぶことができる取組みを推進する
- (5) 食に関する体験活動、食育の推進活動を実践できる取組みを推進する
- (6) 伝統的な食文化、環境と調和した生産と消費等に配慮し、県産農林水産物への理解を深めるとともに、生産者と消費者の交流を促進する
- (7) 食に関する幅広い情報の提供及び意見交換を推進する

#### 第2章 食育を取り巻く現状と課題及び重点目標

##### 1 課題

- (1) 健康づくり ①規則正しい生活リズムの確立、②生活習慣病予防及び改善のための継続的な取組  
③適正な体重管理と適正な食生活の啓発 ④歯や口の健康の保持・増進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進  
①発達段階に応じた、食についての正しい知識・判断・実践していく力の育成  
②学校給食の充実 ③食に関する指導の充実 ④望ましい食習慣についての家庭・地域への啓発  
⑤乳幼児期からの適切な食習慣の定着
- (3) 地産地消の推進と伝統的食文化の継承 ①地産地消の推進 ②伝統的食文化の継承

##### 2 3つの重点目標

- (1) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進 (3) 地産地消等の推進による食育の推進

#### 第3章 施策の展開(基本施策と具体的な取組)

##### (1) 家庭における食育の推進

- 1) 生活リズムの向上
- 2) 子どもの肥満予防の推進
- 3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導の充実
- 4) 子どもの望ましい基本的生活習慣づくり

##### (2) 学校、保育所等における食育の推進

- 1) 学校における食育の取組 ア 栄養教諭・学校栄養職員等、学校給食関係者の研修

- イ 食に関する年間指導計画の作成
- エ 食物アレルギー等の個別指導
- ウ 「生きた教材」としての学校給食の充実
- オ 学校給食施設のドライ運用

2) 保育所における食育の取組

**(3) 地域、職域における食育の推進**

- 1) 健康づくりと連携した食育の推進
- 2) 沖縄県食生活改善推進員連絡協議会による実践
- 3) 職場等における食育の推進
- 4) 伝統的食文化の継承

- ア 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の推進
  - イ 学校給食での郷土食、行事食の提供
  - ウ 地域に根ざした食育の推進
  - エ 島ヤサイへの理解促進と利用拡大
- (「おきなわ伝統的農産物データベース」としてインターネットから配信等による)

**(4) 食育の普及啓発、連携協力・支援の推進等**

- 1) 食育に関する普及啓発
- 2) 食品衛生思想の普及啓発
- 3) リスクコミュニケーション
- 4) 家庭・学校・地域等との連携

・家庭における望ましい食習慣を形成：

- ア 家族団らんの楽しい食事の実践、
- イ 「早寝早起き朝ごはん」の実践

・家庭、学校及び地域との連携：

- ア 献立表の活用、イ 給食だよりの発行、ウ 試食会等の開催、エ 講話等の開催、
- オ 学校給食についての情報提供(学校給食週間等の開催)、カ 学校給食への地場産物、郷土食の取り入れ など

5) ボランティア活動等への支援

**(5) 生産者と消費者の交流促進等**

- 1) 地産地消による県産食材の利用促進
- 2) 食品表示の適正化の推進
- 3) 農林水産業・農山漁村ふれあい体験

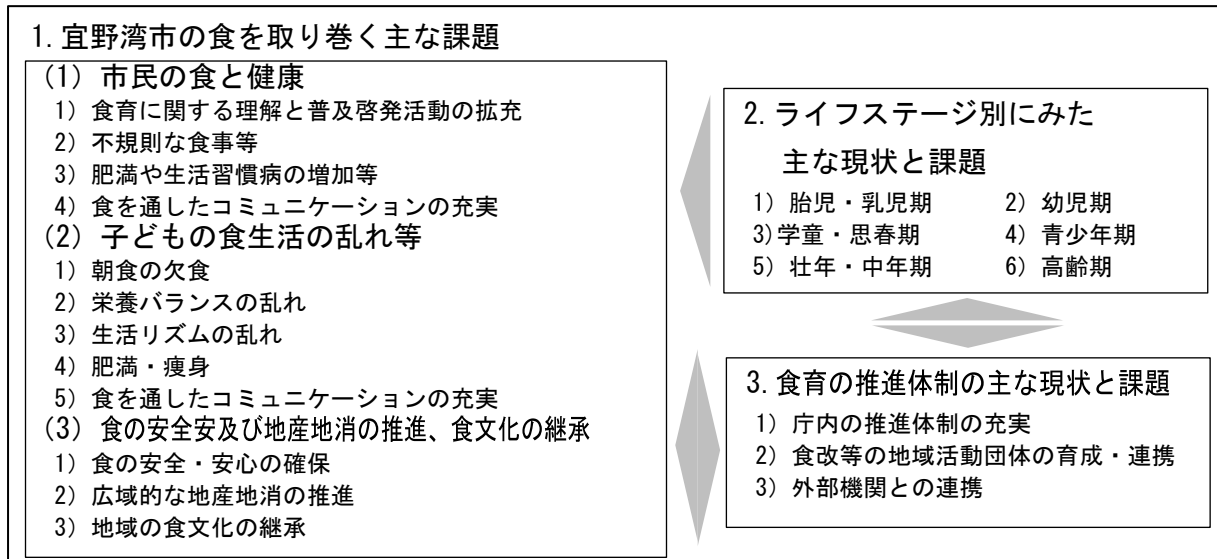
**(6) 推進体制の整備等**

- 1) 食育推進本部の設置・運営
- 2) 食育推進協議会の設置・運営
- 3) 食育推進における連携・協力体制の確立

※沖縄県の食育に関する各種関連計画として、健康おきなわ 21、健やか親子おきなわ 21、おきなわ子ども・子育て応援プラン、沖縄県地産地消推進計画、まちと村の交流促進計画、沖縄県食品の安全安心推進計画、沖縄県食品衛生監視指導計画、沖縄県教育振興基本計画等がある。

### 3 宜野湾市の食を取り巻く主な課題

宜野湾市の食を取り巻く主な課題の整理にあてって、統計データや市民アンケート調査等からみた「宜野湾市の食を取り巻く主な課題」、市の取り組みからみた「ライフステージ別にみた主な現状と課題」及び「食育の推進体制の主な現状と課題」として以下に整理しました。



#### 1. 宜野湾市の食を取り巻く主な課題

##### (1) 市民の食と健康

##### 1) 食育に関する理解と普及啓発活動の拡充

- ・食育に対する市民の関心（市民 85.8%）は高いものの、「食育の意味まで知っていない」、「どのように取り組めばよいのかわからない」、「情報がない」など、食育に関する理解と普及啓発が不足しています。
- ・また、親子料理教室、男性料理教室、食改菜園、食育キャンペーン等に取り組んでいる食生活推進員の活動を「知らない」市民が7割強を占め、周知や啓発活動の拡充が必要です。

##### 2) 不規則な食事等

- ・食育に対する市民の関心は高いものの、朝食の欠食や栄養バランスへの配慮が不十分であるなど、必ずしも健全な食生活の実践につながっていない状況です。
- ・特に、若い世代では、朝食の欠食やファーストフード店の利用頻度が高い等、食生活の改善が求められます。

##### 3) 肥満や生活習慣病の増加等

- ・男性は2人に1人、女性は3人に1人に肥満の傾向にあり、男性の肥満は増加傾向となっています。
- ・全国に比べて県民は脂肪エネルギーの摂取が多く、脂肪の取りすぎは、肥満や動脈硬化等、生活習慣病の要因となります。
- ・また、市民アンケート調査では、「肥満体型」であるにも関わらず、「自分の食生活は良い」、「メタボ対策として継続していない」等もみられ、家庭や地域、関係機関等と一緒に生活習慣の改善が必要となっています。

##### 4) 食を通じたコミュニケーションの充実

- ・外食やレトルト食品等による「個食」や共働き世帯における「孤食」が懸念されるなか、食卓を囲んでコミュニケーションをとる機会が少ない状況が伺えます。



## (2) 子どもの食生活の乱れ等

### 1) 朝食の欠食

- ・成長期にある子どもに朝食の欠食があります。

### 2) 栄養バランスの乱れ

- ・子どもの嫌いな食べ物は「野菜」が多く、また、間食（おやつ等）やファーストフード店の利用がみられます。そのため、栄養バランスの乱れが懸念されます。  
(食改菜園等を通して野菜嫌いの子どもの野菜を食べるようになったと成果もあり、野菜栽培等の体験学習の機会を通して子どもの食育を進めることも重要です)

### 3) 生活リズムの乱れ

- ・中学生の就寝時間が遅いなど、夜型の生活による生活リズムの乱れがみられます。

### 4) 肥満・痩身

- ・全国に比べて沖縄県の小学生の肥満児傾向児出現率は上位であり、本市の男子は横ばい、女子は減少傾向で推移しています。特に中学生女子において痩身志向が強くみられます。

### 5) 食を通じたコミュニケーションの充実

- ・一人だけで食事をする子どもの「孤食」がみられます。その保護者が食育について学ぶ機会を増やす等、家庭における食を通じたコミュニケーションの充実を促すことが必要です。

## (3) 食の安全安及び地産地消の推進、食文化の継承

### 1) 食の安全・安心の確保

- ・市民は食品を選ぶ際に重要視していることは、「原産国や産地」、「賞味（消費）期限」が高くなっており、産地偽装事件等もあることから、食品表示の正しい理解を促し、食についての適切な判断をする市民を育むことが求められます。
- ・また、食中毒予防に関する正しい情報と啓発が重要です。

### 2) 広域的な地産地消の推進

- ・都市化が進む本市において、農漁業は小規模・少量生産の状況であり、広域的な視点での地産地消が必要です。
- ・市で取り組んでほしいことで「地産地消の推進」が最も多く、市民は地産地消の考えは知っているものの、実践している市民は5割に留まっており、海産物・農産物直場所（ぎのわんゆいマルシェ）の利用頻度は高くない状況です。
- ・一方、学校給食では市内及び近隣町村の農家等と契約して、新鮮な食材を学校給食として子どもたちに提供しています。
- ・農業体験等の市民や子ども（児童生徒）等のニーズは高い状況です。

### 3) 地域の食文化の継承

- ・沖縄の食文化は、医食同源思想の発祥地である中国と「和食」が世界遺産となった日本の文化的交流からもたらされたものであり、長寿県の沖縄を支えてきました。しかし、戦後、欧米化された生活様式が外食や加工食品の利用を一般的なものとし、地域の食文化に親しむ機会が少なくなっています。そのため、地域の食文化に親しむ機会が求められています。

## 2. ライフステージ別にみた主な現状と課題

### 1) 胎児・乳児期（妊婦～15ヵ月） ※授乳・離乳を通じた親子の絆づくりが大切な時期です

- ・離乳食栄養実習（マンマン教室）は、母子推進員等の協力により託児可であり、離乳食栄養実習に対するニーズは多いものの、栄養士が十分に配置されていないため、「ふたば健康相談（母子相談）」に案内しており、食に関する相談が増加傾向です。今後は相談体制の確保や離乳食栄養実習の充実が必要となっています。

### 2) 幼児期（保育所・幼稚園、1～6歳） ※基本的な生活習慣を習得する大切な時期です

- ・保護者を対象とした食育に関する勉強会や講演会、イベント等については、共働きの家庭も多く「仕事で忙しい」等の理由により、保護者を集めることが難しいことが課題となっています。
- ・認可外保育施設では、栽培・収穫体験、調理体験を通して食べ物への興味・関心が高まり、嫌いな野菜（ゴーヤー等）も食べることができた等の効果がみられます。今後とも収穫体験・調理体験の実施や保護者の食育への意識向上が必要となっています。
- ・公立保育所では月1回の頻度で郷土料理や行事食を提供していますが、地域食材の仕入れ先（生産農家・漁家等）の情報が不足しているため、関係課等との情報共有の機会を設けることが必要となっています。
- ・アレルギー対応は個別対応した除去食・代替食を提供しているものの、全職員が共通理解・認識をもって緊急時に対応できるようアレルギー対応マニュアルの作成が必要となっています。

### 3) 学童・思春期（児童・生徒、6～12歳・12～15歳） ※食生活で自立できる力を習得する大切な時期です

- ・学校給食では、特別給食（シイラの姿揚げ、バイキング給食等）、試食会等、給食センターと学校教諭と調整・協力など、近年、積極的に学校給食を通じた食育に取り組んでいます。また、初めての試みとして今年7月に各学校の食育担当者、給食センター、指導課が集まり、「食育担当者会議」を開催しました。今後とも、学校給食や授業を通して児童生徒への食育の内容充実が必要です。また、給食センターと学校（学校教諭向けの児童生徒の健康課題や食育講話等）との連携充実や学校を通じた家庭への食育の普及啓発の展開が必要となっています。
- ・週1回の頻度や食育の日に郷土料理を取り入れています。郷土料理を取り入れた当初は残量が多かったが、徐々に残量が減少しています。また、郷土料理や伝統食の意味などを給食便りや給食時間の放送等で周知しています。今後も継続して積極的に郷土料理を学校給食に取り入れることが必要です。
- ・アレルギー対応は個別対応した除去食を提供していますが、平成25年2月アレルギー対応食基本方針改正より表示義務7品目のみの対応に変わったため、表示義務7品目以外のアレルギーをもつ児童生徒の場合、「除去食」としての提供ができなくなることが課題となっています。また、将来的には代替食対応が必要であり、給食センターの人員体制の確保やアレルギー対応食専用の調理室（分室）等の施設環境の拡充も必要です。さらに、学校現場における教諭等に緊急時のアレルギー対応の意識向上等も求められます。
- ・中学生はキャリアスタートウィーク（職場体験学習）で職場に出向き体験学習を実施していますが、市内の農業・漁業における受け入れ数が少ない状況です。

### 4) 青少年期（15～20歳） ※自立した食生活を実践する大切な時期です

- ・給食センターにおける市内外の高校等から就業体験（インターンシップ）の受け入れ以外では、青少年期における食育の取り組みは特になくことが課題となっています。

**5) 壮年・中年期 (20～64 歳)** ※自らの食生活を見つめ直し、次世代へ食を継承する時期です

- ・特定健診後の保健指導の一環として食事指導を実施しています。特定健診結果より動脈硬化を進行させる所見の割合が多く、「虚血性心疾患」や「脳血管疾患」などを発症させるリスクを持った市民が多いことが伺えます。そのため、若い世代からの介入による予防が必要です。また、事業所訪問も今年から実施しており、他課と連携した周知・啓発も重要となっています。

**6) 高齢期 (65 歳～)** ※食を通した生きがいがづくりや食文化の伝承が求められる時期です

- ・介護 (1 次・2 次) 予防の一環として、栄養改善教室や低栄養のおそれがある高齢者への訪問型栄養相談を実施しています。しかし、定員の充足が課題であり、教室終了後のサークル化支援も必要となっています。

**3. 食育の推進体制の主な現状と課題****1) 庁内の推進体制の充実**

- ・食育の推進は関係課が多岐にわたりますが、関係課間の連携が十分でないことが課題となっています。各課の栄養士、調理師、給食の作り手 (栄養士、調理師) と学校現場 (教える側) 等との連携が必要となっています。

**2) 食改等の地域活動団体の育成・連携**

- ・食生活改善推進員は、市が養成講座を開設・認定し、平成 24 年度現在 51 名の会員であるものの、実質的な活動をしている食改員は約 20 名であり、地域活動にも差がある状況です。今後とも食改の養成・育成はじめ、食改活動の周知強化や食改との連携・協力は必要となっています。

**3) 外部機関との連携**

- ・学校給食センターでは、中部学校給食事務研究会 (2 ヶ月に 1 回開催) 等に参加し、学校給食や地産地消に関する意見交換等を実施しています。一方、中部医師会や中部福祉保健所、県栄養士会等の外部機関との連携はほとんどない状況です。